

秋田市宿泊税検討委員会設置要綱

〔 令和6年5月28日  
市 長 決 裁 〕

(設置)

第1条 秋田市における宿泊税に関する検討を行うため、秋田市宿泊税検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 宿泊税の導入に関すること。
- (2) 宿泊税を財源とした観光振興のための新たな施策に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、設置目的の達成に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員6人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 検討委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 宿泊関係団体に所属する者
- (3) 旅行関係事業者
- (4) 商工関係団体に所属する者
- (5) 観光関係団体に所属する者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

2 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長および副委員長)

第5条 検討委員会に委員長および副委員長を置く。

2 委員長および副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 検討委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 検討委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 検討委員会の事務局は、観光文化スポーツ部観光振興課および企画財政部市民税課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年5月28日から施行する。

(検討委員会の招集)

2 この要綱の施行後最初に開催される検討委員会の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。